

## 毎月勤労統計調査 令和5年分結果（年平均）

このたび、本県の毎月勤労統計調査の令和5年分（年平均）を取りまとめました。

### 1 賃金

- 平均月間現金給与総額は、事業所規模5人以上で298,771円、前年比1.7%増と2年連続で増加となった。規模30人以上では335,911円、前年比0.4%増と2年連続で増加となった。

きまって支給する給与は、事業所規模5人以上で245,579円、前年比0.4%増と2年連続で増加となった。規模30人以上では269,920円、前年比0.4%減と3年ぶりに減少となった。

【表-1、図-1】

- 特別に支払われた給与は、事業所規模5人以上で53,192円、前年比9.1%増と2年連続で増加となった。規模30人以上では65,991円、前年比4.5%増と2年連続で増加となった。

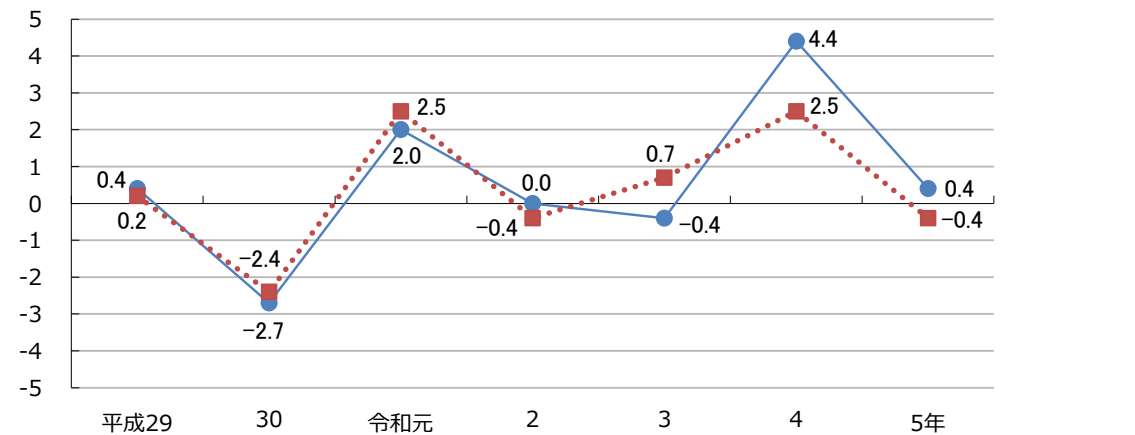
【表-1】

表-1 月間現金給与額（調査産業計）

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	円	前年比	円	前年比	円	前年比	円	前年比	円	前年比
事業所規模5人以上	298,771	1.7	245,579	0.4	228,351	0.1	17,228	4.1	53,192	9.1
事業所規模30人以上	335,911	0.4	269,920	△ 0.4	249,500	0.3	20,420	△ 8.3	65,991	4.5

図-1 現金給与総額の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）

— 現金給与総額 及び きまって支給する給与の対前年増減率 —



## 2 労働時間

○ 平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上で135.7時間、前年比1.3%減と2年ぶりに減少となった。規模30人以上では144.0時間、前年比1.0%減と3年ぶりに減少となった。

【表-2、図-2】

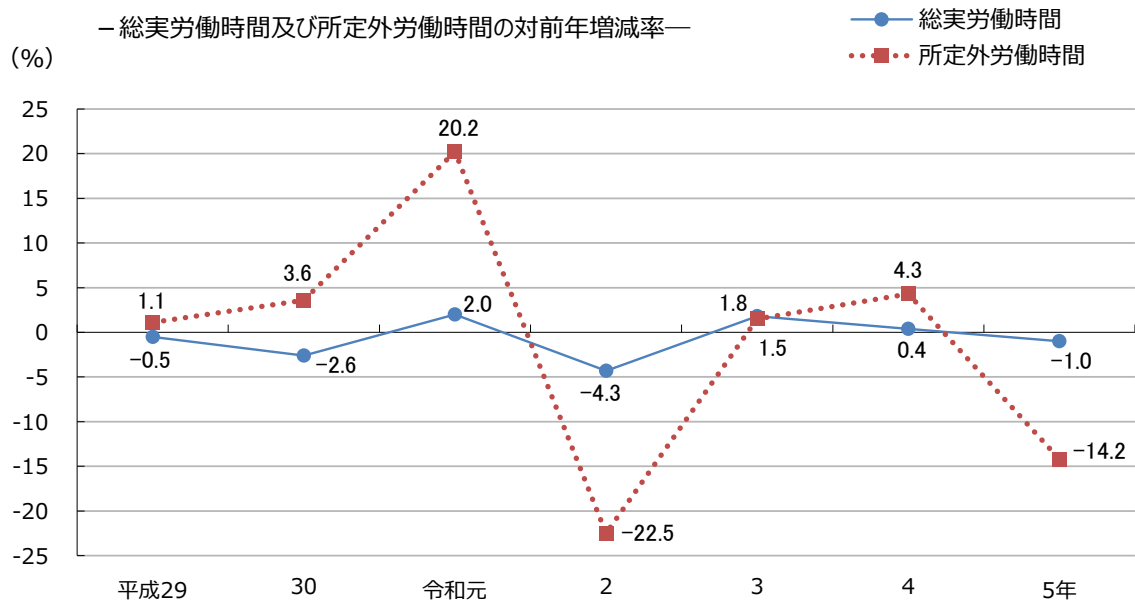
○ 所定外労働時間は、事業所規模5人以上で9.2時間、前年比4.3%減と3年ぶりに減少となった。規模30人以上では10.4時間、前年比14.2%減と3年ぶりに減少となった。

【表-2、図-2】

表-2 月間実労働時間及び出勤日数（調査産業計）

	労働時間						出勤日数	
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		日	前年差
	時間	前年比	時間	前年比	時間	前年比		
事業所規模5人以上	135.7	△ 1.3	126.5	△ 1.1	9.2	△ 4.3	17.7	△ 0.2
事業所規模30人以上	144.0	△ 1.0	133.6	0.3	10.4	△ 14.2	18.1	0.0

図-2 実労働時間の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）



### 3 雇 用

○ 常用労働者数は、事業所規模5人以上で682,476人、前年比0.3%減と2年ぶりに減少となった。規模30人以上では368,998人、前年比2.1%減と2年ぶりに減少となった。

【表-3、図-3】

○ パートタイム労働者比率は、事業所規模5人以上で前年から1.6ポイント上昇して34.9%となった。規模30人以上では、前年から1.0ポイント上昇して26.7%となった。

【表-3、図-4】

表-3 常用雇用及び労働異動率（調査産業計）

	常用労働者数		パートタイム労働者比率		入職率		離職率	
	人	前年比	%	前年差	%	前年差	%	前年差
事業所規模5人以上	682,476	△ 0.3	34.9	1.6	1.88	0.05	1.85	0.05
事業所規模30人以上	368,998	△ 2.1	26.7	1.0	1.77	0.27	1.75	0.18

図-3 常用雇用の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）

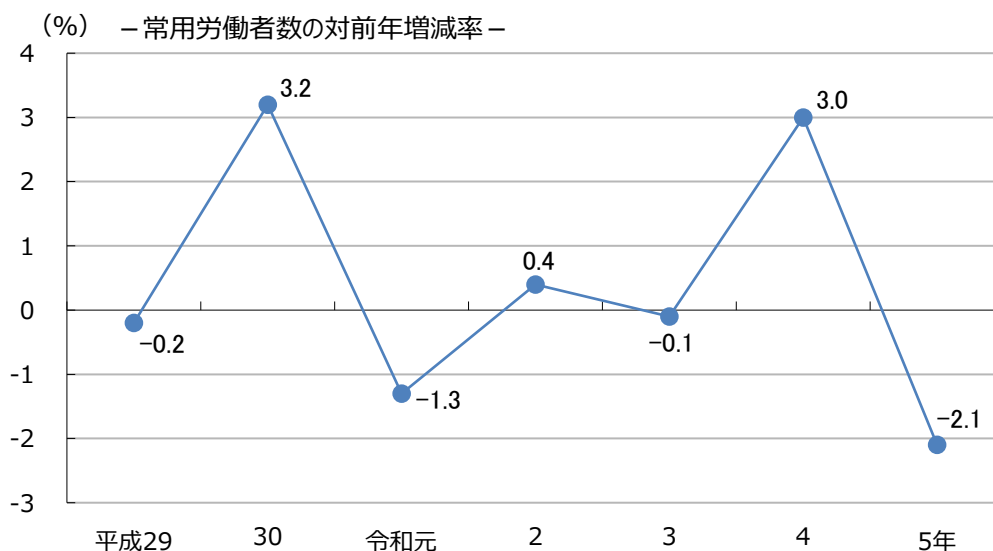
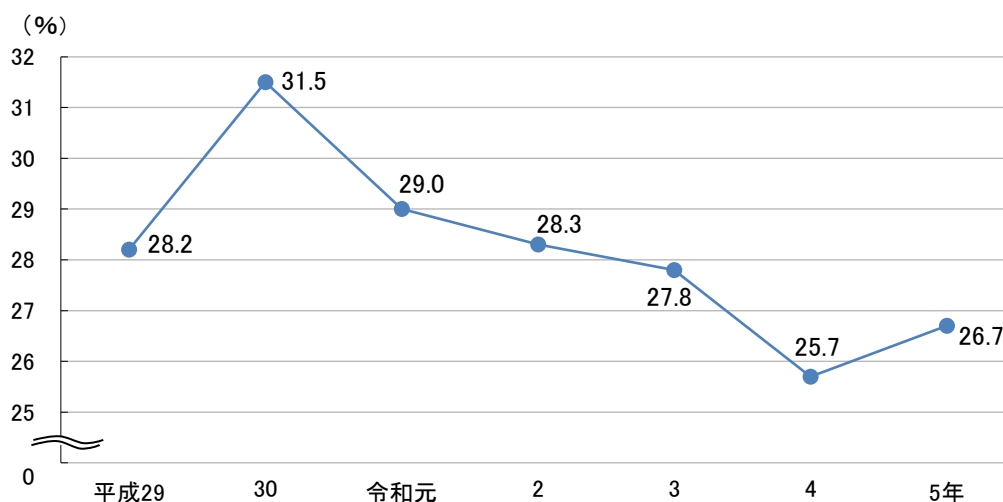


図-4 パートタイム労働者比率の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）



## 【利用上の注意】

- 1 令和4年1月分調査から、指数は令和2年平均を100とする令和2年基準とした。これに従い、令和4年以降と比較できるように、令和3年までの指数を令和2年平均が100となるよう改訂した。ただし令和2年までの増減率については従来の平成27年基準で算出したものをそのまま用いている。したがって、改訂後の令和2年基準の指数で増減率を計算した場合とは必ずしも一致しない。
- 2 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金・労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。  
常用雇用指数とその増減率は、平成30年1月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- 3 前年比などの対前年増減率(%)は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。ただし岐阜県の所定外給与及び特別に支払われた給与の前年比は実数より算出している。
- 4 実数(現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表したもの)の年平均は、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出している。
- 5 指数の年平均は、各月の指数の合計を12で除して(単純平均)算出している。
- 6 常用労働者とは、
  - ① 期間を定めずに雇われている者
  - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
  - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約800事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>